

子どものわいせつ画像や動画などの所持を禁止する改正児童買春・児童ポルノ禁止法が6月参議院本会議で可決、成立しました。これまでの販売や製造、譲渡に加えて、趣味で個人が持つなどの「単

純所持」の禁止規定が新た

に設けられ、罰則の対象になりました。

警察庁によると、昨年は、わいせつ画像を撮影されるなどの被害に遭う児童ポルノ事件が1644件摘発されています。最近では、女子高校生が

## 児童ポルノ「単純所持」禁止へ

スマートフォン無料通話アプリの連絡交換サイトで、「16歳女子」を名乗る人物と連絡を取り合ううちに、言葉巧みに誘われ、自身の裸の写真を送信。その後、相手が男と分かった

ものの、画像はネット上に掲載されてしまうという

事件も発生しています。

子どもが興味を持つアプリやウェブサイトをチェックし、使い方を親子で話し合いましょう。

防犯一口メモ